

家庭ごみ有料化に関する検討状況について

ごみ減量推進課

昨年 10 月の浜松市環境審議会からの答申を受け、市は家庭ごみ有料化の検討の経緯や、答申に対する市の考え方等について以下 1、2 のとおり説明を行った。また、3 のとおり有料化制度素案の公表及び意見募集を実施する。

1 浜松市自治会連合会、浜松市区協議会への報告及び意見交換

令和 4 年 1 月から 2 月にかけて、各区自治会連合会（7 回）、各区協議会（7 回）に対し、答申の内容と市の考え方を説明し意見交換を実施。

2 市HPでの市民向け動画の公開及び意見募集

ごみ減量の必要性や具体的な減量の取組方法、家庭ごみ有料化の検討の経緯と答申に対する市の考え方について動画を公開。動画の視聴環境がない方向けに市内 8 会場で動画上映と質疑応答を行った。

意見募集期間：令和 4 年 2 月 5 日から 3 月 4 日まで
意見回答者数：215 名
意見数：379 件

3 有料化制度素案の公表及び意見募集について

- ・市民の皆様には有料化の仕組みや内容をより理解いただくための制度素案を作成し、意見募集を実施中（令和 4 年 7 月 8 日から 10 月 7 日まで）。
- ・制度素案の詳細は、広報はままつ 7 月 5 日号と合わせてリーフレット（別添）を全戸配付。
- ・7 月中旬から協働センターなど 46 会場で説明会を開催中。
- ・仕事などで都合がつかず説明会に参加できない方向けに、説明動画を作成し、市公式ホームページで公開中。
- ・併せて、各自治会へも、動画を格納した DVD を配布済み。

「家庭ごみ有料化制度」 に対するご意見を募集します

募集期間：令和4年7月8日（金）から
10月7日（金）まで



浜松市 環境部 ごみ減量推進課

ごみの減量は、私たちにとって、とても重要な取り組みです。
市は、大きく以下の3つの理由からごみ減量が重要であると考えています。

- ◆ 地球環境を守るため
(持続可能な循環型社会の構築、二酸化炭素の排出削減)
- ◆ 現在の最終処分場を長期間使うため
(新たな施設開発の抑制による市内の環境保全)
- ◆ 将来世代の負担軽減のため
(ごみ処理費用の抑制)



市では、これまで様々なごみ減量・資源化の取り組みを行ってきましたが、平成26年度以降の家庭ごみの排出量は横ばいで推移しており、更なる減量が必要です。このため、現在ごみ減量施策の一つとして、全国の6割以上の自治体で実施している家庭ごみ有料化を検討しています。

令和2年7月に、家庭ごみ有料化に関して浜松市環境審議会へ諮問し、約1年間審議いただきました。令和3年10月には、有料化は経済的インセンティブ（動機付け）が働き、全市民のごみ排出抑制意識が向上する等の効果が期待できることから、ごみ減量に有効な施策の一つであるとの答申をいただきました。市はこれを受けて検討を進め、今年の2月には答申内容を含めた検討状況を市民の皆様様に説明し、ご意見を伺ったところです。（これまでの検討の経過は、6ページにも記載しています。）

今回、市民の皆様様に家庭ごみ有料化の仕組みについて理解を深めていただくため、制度の素案をお示しし、改めてご意見を伺います。

本リーフレットや説明動画をご覧ください、ご意見をお寄せください。

制度素案の説明動画等はこちら

市HP 有料化制度素案 検索

注) 家庭ごみ有料化制度は現在検討中であり、実施が決定されたものではありません。

家庭ごみ有料化制度素案

1. 家庭ごみ有料化とはどんなもの？

家庭ごみ有料化とは、現在税金等でまかなっているごみ処理費用の一部を「ごみ処理手数料」として市民の皆様様に負担していただくことです。

現在、指定ごみ袋の販売価格は主に袋製造費と流通経費からなり、ごみ袋代は各製造・販売業者の収入となっています。

有料化した場合は、ごみ袋の製造・流通を市が責任を持って行い、ごみ袋代はごみ処理手数料として市の収入となります。

図表1 有料化のイメージ



2. 対象品目やごみの出し方は？

有料化の対象品目は、焼却や埋立等を行っている「もえるごみ」・「もえないごみ」を考えています。市民の皆様は、この2品目のごみを、新しく市が製造して各店舗で販売するごみ袋（以下「有料指定ごみ袋」という。）で出すことになります。

その他のごみは、今までどおりの出し方（手数料無し）とすることで、「もえるごみ」・「もえないごみ」から資源物（紙製品やプラスチック製容器包装など）への分別を徹底すれば、ごみ袋代（ごみ処理手数料）の負担が減る仕組みとします。

図表2 有料化後のごみの出し方

集積所での回収品目	出し方
もえるごみ	有料指定ごみ袋 [手数料有り]
もえないごみ	
プラスチック製容器包装	変更なし [手数料無し] ※プラスチック製容器包装は 現行指定ごみ袋を引き続き使用
びん・かん・ペットボトル	
特定品目（蛍光灯・電池等）	

※剪定枝は有料化の対象外とし、紐で束ねて集積所へ出すこととします。ただし、葉や草など紐で束ねることが出来ないものは、もえるごみとして有料指定ごみ袋で出すこととします。なお、落ち葉、刈り草、枝等の草木類は、現在清掃事業所等で実施している「みどりのリサイクル」に持ち込むことができます。これらは資源化業者で細かく砕いてチップにし、再資源化していますので、ぜひご協力ください。

3. 有料指定ごみ袋とはどんなもの？

有料指定ごみ袋の規格は次のように考えています。

- ◆ 袋の厚さは、破れにくい袋にするため、現行指定ごみ袋より厚くします。
- ◆ 袋の色は、現行指定ごみ袋への入れ間違いや近隣市町からのごみの持ち込みを防ぐため、現行指定ごみ袋や近隣市町のごみ袋と異なる色にします。
- ◆ 袋の素材は、焼却処理時に、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく環境にやさしいバイオプラスチックを含んだ素材にします。
- ◆ 袋の色・デザインは、「もえるごみ」と「もえないごみ」で共通にします。

図表3 有料指定ごみ袋の流通とごみ処理手数料の流れのイメージ



4. 有料指定ごみ袋の価格や負担想定額は？

有料化後は、ごみの排出量によって負担額が変わります。市民の皆様には、ごみの排出量に応じた種類の有料指定ごみ袋を、必要な枚数分購入していただきます。販売価格（ごみ処理手数料）は図表4のとおりとし、どの販売店でも同じ価格で販売することを考えています。

世帯人員別の想定負担額は、図表5のとおりです。市の調査では、現在、45ℓ袋の購入がどの世帯人員でも最も多いという結果でした。しかし、有料化後は比較的大きめの45ℓごみ袋から、実際の排出量に合わせた20ℓや30ℓのごみ袋を使う方が増えることが想定されます。また、現在もえるごみには手つかず食品等の生ごみや、再利用できる紙類・プラスチック製容器包装等の混入が見られます。これらの削減・分別を徹底し、10%程度のごみ減量が図れたとした場合の各世帯での月額負担増加額は、40円から270円程度と想定しています。

図表5 世帯人員別の想定負担額

世帯人員数	現在(月)			10%減量による削減	有料化後(月)			10%減月額負担増額(③-①)
	推定排出量	袋枚数	負担額①		負担額②	想定排出量(10%減量)	袋枚数	
1人世帯	99ℓ	45ℓ×5枚	50円	225円	89ℓ	20ℓ×4枚、10ℓ×1枚	90円	40円
2人世帯	199ℓ	45ℓ×8枚	80円	360円	179ℓ	30ℓ×3枚、20ℓ×5枚	190円	110円
3人世帯	298ℓ	45ℓ×9枚	90円	405円	268ℓ	30ℓ×9枚	270円	180円
4人世帯	397ℓ	45ℓ×9枚	90円	405円	357ℓ	45ℓ×8枚	360円	270円

※推定排出量は平成30年度から令和2年度までの3か年の一人1日当たりのごみ排出量平均をもとに推計
 ※現行指定ごみ袋は45ℓ袋1枚10円として試算(浜松市調査による平均価格)
 ※負担額①は現在の推定月額、負担額②はごみの減量を行わず現在のごみ袋の大きさの袋で排出した場合の想定月額、負担額③は10%程度のごみ減量が図られた場合の想定月額

5. 紙おむつ使用者等に対する配慮は？

常時、紙おむつを使用するなど、個々の努力でごみの減量が難しい皆様には配慮していきます。

図表6の要件に該当する皆様には、有料指定ごみ袋を一定枚数お渡しする方法で支援することを考えています。



図表6 個々の努力でごみ減量が難しい皆様への配慮

対象者	要件
新生児・乳幼児	3歳未満かつ施設入所児以外
紙おむつ使用者	3歳以上の在宅で常時使用する人かつその他別に定める要件を満たす人(申請書類あり)
ストマ用装具使用者	在宅でその他別に定める要件を満たす人(申請書類あり)
腹膜透析を受けている方	在宅でその他別に定める要件を満たす人(申請書類あり)

※枚数や交付時期、必要な提出書類については他都市の事例等を参考に検討します。

6. 手数料の使い道は？

市民の皆様からいただいたごみ処理手数料は、有料化制度の運用に必要な経費に充てるほか、ごみの減量や資源化を進めるための事業等に活用します。具体的には、以下のようなものが考えられます。

- ◆ 家庭ごみ有料化により維持・拡充等する施策
現行収集制度の維持、集積所・集団回収・地域清掃等に関する支援の拡充
- ◆ 家庭ごみ有料化実施により懸念される課題を解消する施策
円滑な制度運用に向けた取組み、不当排出や不法投棄対策の拡充



また、その収支状況について、毎年度ホームページ等に情報を公開し、透明化を図ります。

7. 有料化はいつから始まるの？

有料化の実施には市議会で条例の改正が必要です。現時点では有料化の実施時期は決まっていますが、市の方針が決まった後、市議会に家庭ごみ有料化実施に伴う条例改正案を提出し、審議の結果、可決後1年程度の準備期間を設けます。

8. 制度の市民周知は？

準備期間中に、制度案内リーフレットの全戸配付に加え、自治会単位での説明会などを実施する予定です。

説明会では、ごみ減量の必要性や具体的方法、制度の目的・内容、有料指定ごみ袋、関連施策について動画を使って分かりやすく説明します。またこの動画は、市公式ホームページでの公開や自治会等へのDVD配付など、説明会以外でも市民の皆様が視聴できるようにします。

外国人の皆様には、多言語に対応した説明動画や説明チラシの作成・配布を行います。

説明会日程

説明会では、制度素案に関する説明動画の上映と質疑応答を行います。事前申し込みは不要ですので、直接会場にお越しください。



- ◆ 居住区に関わらず、どの会場でもご参加いただけます。
- ◆ 各会場定員がありますので先着順とします。また、新型コロナウイルスの感染状況によっては、急ぎよ中止や人数制限を行う場合があります。
(変更がある場合は市公式ホームページでお知らせします。)
- ◆ 駐車場は限りがありますので、公共交通機関の利用や乗り合わせにご協力ください。
- ◆ 説明会で上映する動画は、市ホームページでも公開しています。(公開ページは1ページの案内から)

区	日程	開場時間	時間	会場	参加定員数
中区	7月18日(月)	14:00	14:30~15:30	曳馬協働センター(ホール)	120人
	8月3日(水)	19:00	19:30~20:30	佐鳴台協働センター(ホール)	100人
	8月10日(水)	19:00	19:30~20:30	福祉交流センター(大会議室)	100人
	8月14日(日)	10:00	10:30~11:30	Uホール「勤労福祉会館」(ホール)	500人
	8月23日(火)	19:00	19:30~20:30	南部協働センター(ホール)	100人
	9月2日(金)	19:00	19:30~20:30	県居協働センター(ホール)	50人
	9月3日(土)	10:00	10:30~11:30	北部協働センター(ホール)	150人
	9月21日(水)	19:00	19:30~20:30	東部協働センター(実習室)	40人
	9月24日(土)	10:00	10:30~11:30	クリエート浜松(ホール)	150人
東区	9月28日(水)	19:00	19:30~20:30	富塚協働センター(ホール)	50人
	7月12日(火)	19:00	19:30~20:30	蒲協働センター(ホール)	120人
	7月16日(土)	10:00	10:30~11:30	総合産業展示館(北館7・8号室)	80人
	8月7日(日)	10:00	10:30~11:30	積志協働センター(ホール)	60人
	8月11日(木)	19:00	19:30~20:30	笠井協働センター(ホール)	100人
	9月7日(水)	19:00	19:30~20:30	天竜協働センター(ホール)	80人
	9月10日(土)	10:00	10:30~11:30	長上協働センター(ホール)	100人
	7月19日(火)	19:00	19:30~20:30	神久呂協働センター(ホール)	50人
	7月27日(水)	19:00	19:30~20:30	伊佐見協働センター(ホール)	50人
西区	8月16日(火)	19:00	19:30~20:30	篠原協働センター(ホール)	60人
	8月27日(土)	10:00	10:30~11:30	舞阪協働センター(ホール)	80人
	8月31日(水)	19:00	19:30~20:30	入野協働センター(ホール)	50人
	9月11日(日)	14:00	14:30~15:30	雄踏文化センター(大会議室)	50人
	9月25日(日)	10:00	10:30~11:30	庄内協働センター(ホール)	60人
	9月27日(火)	19:00	19:30~20:30	和地協働センター(講座室)	40人
南区	7月26日(火)	19:00	19:30~20:30	白脇協働センター(ホール)	40人
	8月12日(金)	19:00	19:30~20:30	五島協働センター(ホール)	70人
	8月20日(土)	10:00	10:30~11:30	可美公園総合センター(ホール)	300人
	8月25日(木)	19:00	19:30~20:30	新津協働センター(ホール)	50人
	9月6日(火)	19:00	19:30~20:30	東部地区体育館(講座室A・B)	60人
北区	9月13日(火)	19:00	19:30~20:30	南陽協働センター(ホール)	70人
	7月14日(木)	19:00	19:30~20:30	都田協働センター(ホール)	70人
	7月21日(木)	19:00	19:30~20:30	引佐多目的研修センター(視聴覚研修室)	60人
	7月23日(土)	10:00	10:30~11:30	みをつくし文化センター(ホール)	350人
	8月21日(日)	10:00	10:30~11:30	三ヶ日協働センター(大会議室)	100人
	9月8日(木)	19:00	19:30~20:30	サーラ音楽ホール(多目的室3)	40人
9月18日(日)	10:00	10:30~11:30	三方原協働センター(ホール)	60人	

区	日程	開場時間	時間	会場	参加定員数
浜北区	7月30日(土)	10:00	10:30~11:30	亀玉協働センター(ホール)	80人
	8月4日(木)	19:00	19:30~20:30	北浜南部協働センター(ホール)	100人
	8月6日(土)	10:00	10:30~11:30	浜名協働センター(ホール)	100人
	9月17日(土)	10:00	10:30~11:30	中瀬協働センター(ホール)	100人
天竜区	9月29日(木)	19:00	19:30~20:30	浜北地域活動・研修センター(講堂)	100人
	7月24日(日)	10:00	10:30~11:30	龍山森林文化会館(学習室)	40人
	7月24日(日)	14:30	15:00~16:00	春野協働センター(201・202会議室)	60人
	8月19日(金)	19:00	19:30~20:30	佐久間歴史と民話の郷会館(小ホール)	80人
	8月28日(日)	10:00	10:30~11:30	二俣協働センター(ホール)	100人
9月23日(金)	14:00	14:30~15:30	水窪文化会館(視聴覚室)	40人	

※日程は市ホームページでも公開しています。

意見募集

制度素案に関するご意見を、市ホームページの「[ご意見フォーム](#)」へお寄せください。

メール、FAX 等でもお送りいただけます。お送りいただく方の住所、氏名、年代(例:50代)をご記入いただき、素案の1~8のどの項目に対するご意見を明記の上お送りください。

締切:10月7日(金)



【宛先】 浜松市 環境部 ごみ減量推進課

メール: gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp / FAX: 050-3737-2282

郵 送: 〒432-8023 浜松市中区鴨江 3 丁目 1-10 浜松市役所鴨江分行舎 2 階

※ご意見の送付方法などについてご不明な場合には、下記までお問い合わせください。

ごみ減量推進課 電話: 053-453-0026

これまでの家庭ごみ有料化の検討経過

日付	内容
令和2年7月20日	浜松市環境審議会へ、家庭ごみ有料化に関して諮問 諮問後、約1年間、環境審議会の専門部会である「ごみ減量推進部会」にて審議
令和3年1月~2月	家庭ごみ有料化の検討状況について、各区の自治会連合会へ説明
令和3年6月	広報はままつ6月号に、特集記事「ごみの現状とごみ減量の必要性~家庭ごみ有料化の検討状況~」を掲載し、市民の皆様からご意見を募集
令和3年10月8日	浜松市環境審議会が、家庭ごみ有料化に関して答申
令和4年1月~2月	家庭ごみ有料化の検討状況について、各区の協議会と自治会連合会へ説明
令和4年2月~3月	家庭ごみ有料化の検討状況について、市公式ホームページで説明動画を公開するとともに動画をご覧になれない方向けの説明会を開催し、市民の皆様からご意見を募集
令和4年5月	家庭ごみ有料化に関する検討状況の説明に寄せられたご意見をまとめ、市公式ホームページで公開